

宿泊誘客事業「夏旅しぞーか商品券キャンペーン」について

事業概要：組合員施設の宿泊者（利用者）に静岡市内の指定飲食店や土産物店等で利用できる商品券を配布

【商品券概要】

- ① 配布期間 7月15日（金）～9月25日（日）
- ② 商品券使用可能期間 ①と同様
- ③ 商品券券種 1,000円券1種
- ④ 配布条件 宿泊代金4,000円（税込）につき1,000円分の商品券1枚配布
※浮月楼・待月楼は飲食代金4,000円につき商品券1枚配布
※各種割引と併用可能。割引前の金額を基準とする。
- ⑤ 商品券使用可能店舗 300店舗以上
- ⑥ 配布枚数 各施設1,000枚ずつ（配布状況により期間中に追加の可能性有）

※商品券は、**宿泊代金の支払いには利用不可**

※宿泊代金を含まない飲食代金や、スパ・マッサージ、アクティビティ等の支払い、館内の売店等での商品の購入時には商品券の使用が可能です。

※配布状況によっては、9月25日を待たずに商品券の配布を終了する可能性がございます。その場合でも商品券自体の有効期限の変更はございません。

※各施設の配布状況により、場合によっては、ご相談の上、商品券を回収、他の組合員施設へ回し、有効利用させていただきます。

【商品券利用の流れ】



【組合員施設様にご対応いただきたいこと】

1,各施設の SNS や HP などでは本事業の告知、「じゃらん」でのプランの作成（別紙1参照）

2,チェックイン時、宿泊客に商品券を配布

※1組に対する配布枚数の上限等の設定については各施設のご判断にお任せいたします。

3,各日の商品券配布枚数を様式に記録、2週間ごとに事務局に提出・報告（別紙2参照）

4,事業終了後、未提出分の記録を当組合事務局に提出・報告、余った商品券を返却

【商品券のお渡しについて】

商品券の引き渡しは当組合事務局にて7月5日（火）13:00より行いますので、お手数おかけいたしますが、事業開始前日の**7月14日（木）16時まで**にお受け取りにお越しくください。

静岡市ホテル旅館協同組合事務局 住所：葵区紺屋町4-10 旅館会館5階
営業時間：平日9:00～17:00（土日祝休み）

別紙1

「じゃらん」でのプランの作成について



上記のような特設ページが7/15(金)より、じゃらん上に掲載されます。(※現在一部修正中)

「対象のプラン」をクリックするとプラン名に「夏旅しぞーか」が入ったプランが表示されるようになりますので、じゃらんで本キャンペーン対象のプランを作成する場合は、必ず「夏旅しぞーか」をプラン名に入れてください。

※プランの作成・公開はできるだけ7月13日(水)までをお願いいたします。

【プラン作成時の注意】

※販売 OTA を問わず、「商品券の配布は、状況により事業終了の9月25日を待たずに終了する可能性がございます」の注意書きを入れてください。(文言の変更可能)

※市の誘客事業の一環として実施していることがわかるよう、プラン名に「静岡市誘客事業」の併記をお願いいたします。

(プラン名への併記が難しい場合、プランの説明欄への記入でも構いません)

別紙2

報告書について

【商品券配布施設】

各日の商品券配布枚数を記録し、2週間に1度報告書の提出をお願いいたします。

提出報告書様式 「夏旅しぞーか商品券配布状況報告書」

※「7月分」、「8月前半」、「8月後半」、「9月前半」、「9月後半」の計5枚

1日の商品券配布枚数を記録し、下記の期限までに当組合事務局までFAXまたはメールにてそれぞれ報告をお願いいたします。

※各施設の配布状況によっては、ご相談の上、商品券を回収、他の組合員施設へ回させていただく場合もございます。

～配布状況報告書提出期限～

7月分：8月5日（金）15時まで

8月前半分：8月19日（金）15時まで

8月後半分：9月6日（火）15時まで

9月前半分：9月21日（水）15時まで

9月後半分：10月3日（月）までに**余った商品券**と一緒に組合事務局までご提出ください。

＜報告先＞ 静岡市ホテル旅館協同組合事務局 FAX:054-251-5863

Email: k-miyaguchi@shr.or.jp

【商品券受付施設】（事前に「商品券利用対象施設参加申込書」を提出した施設）

各日のお客様から提示された商品券の枚数と金額（¥1,000×商品券枚数）を様式に記録し、事業終了後に、受け付けた商品券と一緒に事務局までご提出ください。

※商品券の実際有高と報告書の数値が異なる場合は、商品券の実際有高の金額をお支払いします。

提出報告書様式 「夏旅しぞーか商品券受付枚数報告書」

※「7月分」「8月分」「9月分」の計3枚

提出期限：10月3日（月）必着 ※期限厳守

※受け付けた商品券と一緒に、お送りしたレターパックまたは直接のお持ち込みにてご提出をお願いいたします。

※10月4日以降到着の報告分については、**精算等一切応じませんのでご注意ください。**

※事業期間中、商品券の使用率把握のため報告書の提出を求める場合がございます。

各種報告書は、静岡市ホテル旅館協同組合ホームページ「組合員ページ」からもダウンロード可能です。（7/8 17時より）

「組合員ページ」のログインIDとパスワードは施設ごと異なります。IDとパスワードが不明な場合は当組合事務局までお問い合わせください。

その他注意事項（静岡市観光 MICE 推進課より）

【他補助事業との併用について】

- 国や県が実施する旅行者向けの宿泊割引事業(GoTo トラベル、しずおか元気旅等)と併用可能です。上記宿泊割引事業に伴う、地域共通クーポン等との併給も問題ありません。
... 宿泊割引対象外となる「金券付きプラン」と誤認されないよう、プラン名の表記はご注意ください。「〇〇円以上の宿泊」といった配付条件を設定する場合は、原則、割引前の金額でご判断ください。
※宿泊予約サイトの独自クーポン、その他旅行商品券等をご利用の場合も同様にお考え下さい。

- 静岡市の補助金を受けて実施する別事業との併給はできません。
例: 1つの宿泊プランに対し、「地域型宿泊誘客事業」による複数のキャンペーン適用は不可
1つの宿泊プランに対し、他の市補助金を受けた事業との重複適用は不可
... 複数の補助事業に参画する場合は、「適用する宿泊プランを分ける」、「参画する時期を分ける」といったご対応をお願いします。

- 市の誘客事業の一環として実施していることが分かるよう、プラン名には、必ず【静岡市誘客事業】の併記をお願いします。※利用 OTA 問わず

- 商品券利用可能店舗（飲食店・土産物店・観光施設・宿泊施設内レストラン・売店等）では、「国県事業」や「市補助金」により発行された地域共通クーポン等と併用可能です。ただし、参画飲食店等が、自ら併用禁止のルールを設定することも可能です。

【その他】

- 割引券事業の場合、以下のものの割引には充てることができません。
 - ・ 換金性の高いもの(有価証券、金券、商品券等)の購入
 - ・ 公共料金の支払い
 - ・ 製造たばこの購入
 - ・ 宝くじ、スポーツくじ等の購入
 - ・ 医療費の支払い、介護保険の対象となるサービス費の支払い
 - ・ 現金との換金